

市民が市民のために 豊かな笑顔があふれる街づくり



▲市民後見人第1期養成講座修了者

成年後見制度 とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、援助者（成年後見人等※）が契約や手続きをするなど、法律的に支援していく制度のことです。

また援助者には親族、弁護士や社会福祉士などの専門職、養成講座を受講した市民などが選ばれます。

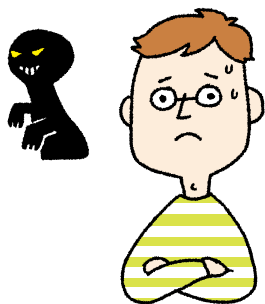
※成年後見人等とは 本人の判断能力の程度によって成年後見人、保佐人、補助人に分かれます。

市民後見人 とは

社会福祉協議会主催の市民後見人養成講座を受講し、修了した市民の中で、家庭裁判所から成年後見人等として選任された市民のことです。同じ地域に住む人が、同じ視点でサポートできるため、きめ細やかな支援が可能な存在として期待が高まっています。

こんなとき成年後見制度が利用できます

【離れて暮らす家族がいる】



軽度の認知症と診断された一人暮らしの親がいます。訪問販売などの悪質商法にだまされてしまったらどうしよう。



本人が成年後見人等の同意を得ないで結んだ契約は取り消すことができるので、そのようなトラブルを防ぐことができます。

【自分自身の判断能力に不安がある】



最近物忘れがひどく、金銭管理に自信がない。突然のけがや病気で入院や介護が必要になったときの手続きはどうしよう。



成年後見人等は本人に代わって財産を管理し、病院や施設を利用するための手続きや契約ができます。

【お世話をしている家族がいる】



高齢や病気が原因で、障がいのある家族の世話ができなくなったときどうしよう。



親族以外の第三者を成年後見人等に選任することができます。この第三者とは弁護士や社会福祉士などの専門職、市民後見人などです。

市民後見人はこんな活動をしています

訪問



「昨日は何を食べましたか」「体調は変わりないですか」など話し相手になりながら、本人が変わりなく過ごしているかを確認します。

手続き



行政サービスや医療サービスなどの手続きをします。また診察に同行して内容を聞き、分かりやすい言葉で本人に伝えます。

財産管理



本人に代わって、預貯金の管理や公共料金などの各種支払いをするなど、本人がよりよい生活を送れるように支えます。

市民後見人
曾田さんに
教えてもらいました

みなさん、成年後見制度を知っていますか。
高齢化に伴い認知症を患う高齢者の増加などにより、今後一層必要とされる制度です。市では市川市社会福祉協議会に委託し、その後見人の活動を市民が担う市民後見人の養成に取り組んでおり、現在10人の市民後見人が活躍しています。

今号ではその市民後見人の活動を紹介します。

☎712-8545介護福祉課、712-8517障がい者支援課

この活動で経験したことは今後の人生にも活かれます

市民後見人の曾田さん、齋藤さんに活動に対する思いを聞きました

市民後見人になろうと思ったきっかけ

曾田さん 銀行を定年退職してからボランティアとして活動をしていました。その活動中に市民後見人の養成講座を知り、これまでの経験を活かせると思い、応募しました。

齋藤さん 高齢者施設での仕事をしていく中で身寄りのない高齢者が安心して生活するにはどうすればいいの疑問に思っていました。あるときその役割を市民後見人が担えることを知り、興味を持ちました。



齋藤美和子さん



曾田修吉さん

活動の中でやりがいを感じる時

曾田さん 訪問の際に話をして笑顔が見られたときや、本人が必要としていることを行って、喜ばれ感謝されるときです。

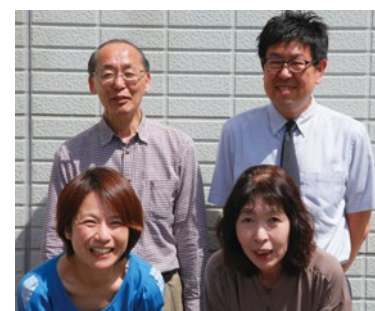
齋藤さん 意思疎通が難しい方の支援もします。それまでの生活などから推測し、気持ちをくみ取することは非常に難しいですが、やりがいを感じています。

10月から始まる養成講座に応募される方へメッセージ

曾田さん 市川市の人口は約49万人で、今後も高齢化などで後見人を必要とする方は増えると思いますが、現在市民後見人は10人しかいません。この活動には特別な資格や経験は必要なく裁判所の選任によって活動をしています。若い人にも積極的に参加してほしいです。

齋藤さん 誰もが後見人を必要とする立場になりえますので、この活動で経験したことは今後の人生に活かれますし、活動中不安になったときは、いつでも社会福祉協議会の方に相談できますので安心して活動できます。私もそうですが、仕事をしながらでも活動できますので、そういう方にも応募してもらいたいと思います。

地域を知るあなたの目線が必要です



▲市川市社会福祉協議会 後見相談担当室

後見を必要とする方は毎年増加しており、その内容も多岐にわたっています。そのため本人の意向や気持ちを十分な時間をかけて理解するなど、地域を知る市民目線でのきめ細やかな後見活動が必要です。また市民後見人からの相談内容は、私たちでは気づかなかったことが多く、共に後見活動をしていく中で非常に助けられています。

しかしながら、後見を必要とする人数に対して圧倒的に後見人の数が少ないのが現状です。市民後見人になりたいと思った方はもちろん、少しでも気になった方もお問い合わせください。

市民後見人になるためには

市民後見人の養成講座（10月開催）についての説明会を開催します。興味のある方、後見人になりたいけれど不安のある方に分かりやすく説明します。



☎7月4日(土)午後2時～4時＝男女共同参画センター7階研修

ホール、18日(土)午後2時～4時＝南行徳市民談話室

☎320-4001市川市社会福祉協議会后見相談担当室

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる場合には、個別に案内します。